

きらら倶楽部 約款

- 第1条 本会の名称は「きらら倶楽部」とします。
- 第2条 本会の事務局は下記の場所におきます。
栗東市霊仙寺6丁目(株)滋賀葬祭本社
- 第3条 本会はその適用地域を下記の通り定めます。
栗東市・守山市・草津市・野洲市・湖南市・甲賀市・大津市・近江八幡市
- 第4条 本会の会員及び入会時登録した方の葬儀施行の時下記の特典を利用できます。
(1)基本葬儀料金の1割引。
(2)弔慰金として入会金の2倍、2万円を通夜の前にお渡します。
(3)当社セレモニーホールで葬儀施行の場合、初七日法要の祭壇、使用無料サービス。
- 第5条 入会には本会の約款を確認のうえ、入会申込書に入会金(1万円)を添えて手続きを済ませて下さい。
- 第6条 2親等以内の家族、近親者の氏名を必ずご記入ください。
記入されていない方には適用されません。
- 第7条 入会手続き完了後、会員証を発行します。
- 第8条 第4条(2)の特典については、入会日から起算して7日以降に死亡された場合に有効とさせていただきます。
- 第9条 会員が住所変更された時、速やかに本会に通知して下さい。
- 第10条 会員が会員証を紛失した時は請求によって再発行します。
- 第11条 下記に該当する場合は、退会の手続きをとらせていただきます。
(1)会員が適用地以外に転出したため、退会を希望されたとき。
(2)会員及び入会時登録された方が死亡され葬儀施行し弔慰金を受け取られたとき。
- 第12条 前条(1)による退会の場合、事務手数料を引き、7千円を返還します。
- 第13条 第11条(1)以外の退会の場合、入会金は返還しません。事務手数料及び、会の運営にあてさせていただきます。
- 第14条 複数の会員から同一の葬儀に対して葬儀施行の依頼があった場合は、一人の会員のみの権利をご利用いただけます。
- 以上

会員 特典

1

葬儀料(本体)より
10%以上割引

2

弔慰金、入会金の
2倍/金2万円

お通夜の前にお渡します。

3

一般葬は生花一基、
家族葬のコスモス・さくらプラン以上は
お別れ用の花束

4

初七日法要の祭壇
使用無料

セレモニーホール使用の場合のみ



(株)滋賀葬祭

〈本社〉栗東市霊仙寺 TEL:552-2405

セレモニーホール守山

守山市阿村町 TEL:583-5700

セレモニーホール草津

草津市東草津2丁目 TEL:564-4444

もしもの時の安心と信頼の保証

きらら倶楽部

入会のしおり

 **(株)滋賀葬祭**